

核拡散防止と核軍縮問題

——「第2核時代」論について考える——

山 田 浩

は し が き

筆者は昨年、論文「米ソ間戦略核削減とく備蓄」問題—いわゆるくモスコワ条約（SORT）の意義を考える」（『広島平和科学』26号2004年）を發表した。その執筆過程で痛感したことは、冷戦後の核軍縮交渉における核兵器削減問題の比重の低下、それに代わる核拡散に対する関心の非常な高まりであった。

もっとも米ソ冷戦の崩壊直後は、核削減をめぐる米ソ（ロ）間交渉が活発に行なわれ、それがさらに核軍縮への前進につながる期待が熱意をもって語られた。たとえば1987年12月のヨーロッパ中距離核戦力（INF）廃絶条約の調印にはじまり、91年7月と93年1月の第1次および第2次米ソ間戦略核削減条約（START - I, II）の調印、96年7月の「核兵器の威嚇と使用は一般的に国際法に違反」とする国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見の提示、また96年8月オーストラリアのキャンベラ委員会報告に代表される、アメリカの退役軍部首脳をもふくめた核削減から全般的核軍縮にいたる各種の提案をあげることができる¹⁾。

だが、こうした核軍縮をめぐる一種の高揚もやがて急速な退潮期を迎え、それは米ソ冷戦の崩壊や核大国ソ連の解体という新しい国際情勢の展開に見合う、米ソ（ロ）間核バランスの再編に過ぎないことが明らかになった。すなわち、アメリカ側では、核大国ソ連の脅威の消滅による「平和の配当

1) こうした状況を背景に出版された日本の代表的な著作としては、朝日新聞大阪本社「核」取材班『核廃絶への道』1995年12月、『裁かれる核』1999年2月。

金」として国防支出の削減の必要に迫られていたこと、ソ連側では社会主義体制崩壊後の経済的混乱のもとで、核戦力をふくむ大幅な軍事力および国防支出の削減は、いわば当然の要請にはかならなかったこと。しかし、地域紛争の激化や核拡散の脅威もあって、米ソ両国とくにアメリカ側で核軍縮に対する関心は大幅に後退し、第3世界地域における核拡散防止につながる新たな軍備強化の必要性さえ叫ばれるようになった。

もっとも核兵器削減への取り組みが、その後まったく消滅したわけではない。START - II から START - III への展開が停滞するなかで、その打開をめざす狙いもあって米口間で戦略攻撃戦力削減条約をめぐる交渉がすすめられ、2002年5月いわゆる「モスコワ条約」が調印された。しかし、その成立経過や内容からみて、それは前掲「山田論文」でも述べたように、アメリカの圧倒的な対口戦略的優位の確保を確認するものではあっても、グローバルな核軍縮への展望につながる要素にはきわめて乏しく、アメリカ側でいえばまことにお座なりの対応に終始した。ブッシュ政権は、軍備管理条約による法的規制を嫌い、単なる協定レベルでの処理にとどめたい意向であったが、ロシア側の強い要求で条約方式を受け入れた。そうした一歩後退も、アメリカによる ABM 条約の一方的破棄（2002年6月）に対する単なる埋め合わせに過ぎなかったのである²⁾。

冷戦後の核軍縮に関連して、これまでの核削減に代わって大きくクローズアップされたのは、まえにもふれた核拡散問題であった。より正確には、核兵器にとどまらず生物・化学兵器、それに誘導ミサイルその他をふくむ大量破壊兵器（WMD）の拡散というべきであろうが、化学兵器は核兵器のような圧倒的かつ革命的な破壊力をもたず、また誘導ミサイルは単なる運搬手段にとどまり、WMD といってもその中核は核および生物兵器に限ら

2) T. L. Diebel, "The Death of a Treaty", *Foreign Affairs*, Sept./Oct. 2002, pp. 142-143 (全訳『論座』2002年11月号244-245頁); G. Perkovich, "Bush's Nuclear Revolution", *Foreign Affairs*, March/April 2003, pp. 240-241 (全訳『論座』2003年5月号240-241頁)

れる。したがって、本論文では WMD 拡散の中心を核拡散におき、生物兵器はこれに準ずるかたちでここでは一応考察外におくことにする³⁾。

もちろん核拡散防止は冷戦期からの課題で、何も今にはじまった問題ではない。それが冷戦後の今日、改めて大きな関心事となった背景には、いうまでもなく核拡散をとりまく国際環境の構造的変化があった。それについてはのちに改めて検討することにするが、要するに米ソ冷戦の崩壊と核大国ソ連の解体、唯一の超核大国アメリカの出現、にもかかわらずロシアはもちろん、アメリカも冷戦期のような他国に対するコントロール能力を失ったこと、そうしたなかで第3世界地域における各種紛争の激化といわゆる「ならず者国家」(rogue states)による核開発の動き、これらがアメリカの安全保障に深刻な衝撃を与えるにいたったということである。

この新しい次元の核拡散問題をとくに際立たせる意味で、P. ブラッケン (P. Bracken エール大学政治学教授) は、第2次大戦後の核状況が核兵器の誕生とともに始まる「第1核時代」(First Nuclear Age) から、核拡散問題中心の「第2核時代」(Second Nuclear Age) に移行したと主張する。もっともこの「第2核時代」論は、必ずしも広く一般に定着しているわけではないが、本稿ではこうした時期区分論について、新段階の核拡散問題を考える一つの論点として論議の対象とする。また核拡散対策も、NPT を軸とする「非ないし反核拡散条約」(non- or anti-proliferation) から、軍事力行使を重視する「核拡散対抗」(counterproliferation) に決定的に移行したとされるが、その背景や内容、その適否についても考察する。

今日核拡散の危険性はいわば常識化されているが、これまで同様に核拡散は、場合によっては国際政治の不安定要因にはならないという、一種の核拡散容認論もいぜんとして散見される。W. W. ウォルツなどの「構造的現実主義者」(structural realists) の立場がそれであるが⁴⁾、これらはまったく

3) A. B. Carter, "How to Counter", Foreign Affairs, Sept./Oct. 2004, p. 73 (全訳『論座』2004年11号273頁)

4) K. N. Waltz, "Structual Realism after the Cold War", in G. J. Ikenberry(ed.), ↗

の少数意見であり、もちろん本稿では考察の対象外とする。

「第2核時代」とはなにか？(1)

——国際政治の構造変化のもとでの核拡散問題——

「第2核時代」の簡単な定義として、P. ブラッケンは「冷戦後の核拡散の特徴を示すために使われたルーズな表現」だという⁵⁾。しかし、それだけではかれ自身も認めているように、いかにも不正確である。そこで冷戦終結というポイント以外にも、「第1核時代」との違いをもっと突き詰める必要があるが、それについてはつぎの2点が強調される。一つは現在の核拡散の背景をなす国際政治の構造的変化であり、いま一つは新段階の核拡散問題に対して、これまでの防止対策は明らかに行き詰まりをみせているということである。

国際政治の構造的変化といえば、核大国ソ連の社会主義体制の解体などいろいろあるわけだが、ここではまず、冷戦時代の軍事中心の「超大国」を超える、あらゆる分野で圧倒的な力をもつ「超超大国」(hyperpower) アメリカの出現をめぐる問題を取り上げる。現代国際政治におけるアメリカの「一極覇権」は否みえない現実であるが、その基盤を支える要因としては、強力な経済力もさることながら、その中核は何とんでも圧倒的な軍事力優位にあることはいままでもない。ブッシュ政権の世界戦略の眼目は、もっとも要約していえば現代国際政治のなかで他国の意向に配慮し過ぎることなく、このアメリカの「一極覇権」をもっと活用すべきだということにあり、この意味で民主党のリベラルな国際主義外交や共和党内のキッシンジャー外交が批判の対象とされ、また至上命令としてこのアメリカ「一極覇権」の永続化が追求されることになった。

目下のところ、アメリカの「一極覇権」は堅持されている。この「一極

↘ America's Unrivaled: The Future of the Balance of Power, 2002; S. D. Sagan & W. W. Waltz, *The Spread of Nuclear Weapons: A Debate*, 1995.

5) P. Bracken, "The Structure of Second Nuclear Age", *Obis*, Summer 2003, p. 399.

覇権」に抵抗しようとする諸勢力の結集によって、国際政治における「多極化」(mutipolar world order)は不可避だとする「構造的現実主義者」(K. N. Waltz や J. J. Mearsheimer など)の主張もあったが、それらは今日までのところ実態をもたない「反覇権論」として一般に支持されてはいない。そしてその根拠としては、アメリカの注意深い戦略的選択によって、事実上その「一極覇権」状況に挑戦する大国や国家連合の出現が阻止されてきたのだとされ、この点では論者の間で広い意見の一致がみられるように思う⁶⁾。

にもかかわらず、その半面でアメリカの「一極覇権」に対する批判と抵抗はやまず、その一般的な弱体化傾向を指摘する論者にもこと欠かない⁷⁾。より具体的には、J. S. ナイのいうアメリカのソフト・パワーの衰退や世界的な反米主義の高まりもあるが、ここではアメリカと他の関係諸国との対立激化の問題を取り上げる。まず米欧関係についてみれば、冷戦中には確固不動であったその協力関係に裂け目が入り、今日「西側」(the West)という表現はもはや同盟用語として意義を失ったとされる⁸⁾。これはブッシュ政権の「単独行動主義」(unilateralism)外交とくにイラク戦争政策に対する西欧諸国の批判と反発にもよるが、より根本的には米欧関係を支えてきた戦略的基盤が、冷戦崩壊によって大きく変化したことが問題になる。すなわち、冷戦中はソ連の強大な軍事力に対抗するために、アメリカとして NATO というかたちでの西欧諸国との同盟は不可欠であったし、西欧諸国としてもソ連のヨーロッパ侵攻を抑止するためにアメリカとの一体化は絶

6) C. Dueck, "New Perspectives on American Grand Strategy: A Review Essay", *International Security*, Spring 2004, pp. 197–198, 210, 216; S. G. Brooks & W. C. Wohlforth, "American Primacy in Perspective", *Foreign Affairs*, July/Aug. 2002, pp. 23–26 (全訳『論座』2002年9月号202–206頁)

7) たとえば C. カプチャン&カレル・ヴァン・ウォルフレン「アメリカ時代の終焉—世界と日本の選択は？」『論座』2004年3月号60–61頁。またウォルフレン「米国がく失敗する」意義『朝日』(総合10版以下同じ)2005年4月4日付。

8) G. Andreani, "The Disarray of US Nonproliferation Policy", *Survival*, Winter 1999/2000, pp. 56, 59.

対必要であり、この対ソ同盟関係をつうじて西欧は、アメリカの世界戦略に対し決定的ともいべき拘束力を発揮することができた。そこに西欧諸国の外交的な独自性も保証されていたわけだが、米ソ冷戦の崩壊はこうした事情を抜本的に変化させた。アメリカの西欧諸国への依存度は大幅に低下し、それだけに西欧諸国のアメリカ外交に対する拘束力も失われたからである。この喪失を補充し、その外交的独自性を確保しようとする意図が、イラク戦争政策に対する西欧諸国の批判の根底にあり、ブッシュ政権内のネオコン（新保守主義者）にいわしむれば、このようにして西ヨーロッパはアメリカの力を衰弱させることに貢献している。かれらは民主主義それ自体の防衛と前進において、アメリカが振るうことのできる全面的な力を、ただ弱めることにのみ成功しているのだ⁹⁾。

つぎに米口関係についても、ソ連解体直後のエリツイン政権下の米口協調関係は基本的に維持されつつも、当時の「蜜月状態」に変化が現れ、それは「友人でも敵でもない」中間段階に移行した¹⁰⁾。その後も NATO の東方拡大、コソボ紛争への軍事介入、湾岸戦争やイラン核開発、ABM 条約の一方的破棄、イラク戦争政策、SORT の内容などで、米口関係に対立面が目立つようになったことは否めない。しかし、だからといってそれは、基本的に米口協調主義が崩壊したことをけって意味しない。このことはアメリカの対口政策として、矛盾した表現のようだが「協同的単独主義」(cooperaitive unilateralism) といういい方がなされてきたことから明らかであろう。

もちろん「協同的単独主義」は、自然発生的に形成されうるものではない。それは米口両国双方の真剣な外交努力によってはじめて将来されるもので、ある論者はこの外交努力について、第1段階から第3段階に分けてその内容を具体的に検討している。すなわち、米口首脳間の話し合いや戦

9) R. Kagan, "America's Crisis of Legitimacy", *Foreign Affairs*, March/April 2004, pp. 86-87.

10) 山田「前掲論文」13-14頁。

略核の単独的だが協調的な相互削減などの第1段階にはじまり、長期的な戦略課題（たとえば WMD 拡散）にかんする米口間ハイレベルの意見交換や政治・軍事計画をめぐる透明性の向上などの第2段階、さらにこれを戦略核弾頭を米口両国ともに1000個以下に削減、他の核保有国をも核弾頭削減プロセスに組み込むこと、合同の防衛・軍事プランニングのルーティン化、MD 計画をめぐる共同プロジェクトなどの第3段階につないでいくことが、そこでは構想されている¹¹⁾。

しかし、こうした構想が果たして論者がいうように所期の目的を達成しうるかといえば、結論的にはかなり悲観的にならざるをえない。第1に、上記の構想の実現には米口協調のいっそうの前進と維持が不可欠であり、諸般の事情からそうした米口間「蜜月」の再来は期待できないこと、第2はアメリカの圧倒的な戦略的優位に対するロシアの警戒心である。この点は SORT をめぐるロシア軍部の批判や国防費の増加などから窺うことができるし、とくに「協同的単独主義」論者も認めているように、MD 計画となれば米口関係の将来にマイナス効果をもつことは確実であろう。TMD（戦域ミサイル防衛）計画がいわれ、それは「ならず者国家」向けでロシアには無関係といわれるが、ロシア側としてはそれが NMD（アメリカ本土ミサイル防衛）に発展し、戦略的抑止力にマイナスをもたらすことへの警戒心を捨て去ることはできない。ましてやアメリカの軍事技術の優位を崩しかねない MD 計画の共同化、そこまでいかないまでも計画や技術をめぐる透明性の進展は、夢物語とってよいのではないか¹²⁾。またアメリカの MD 計画をめぐる米中関係でいえば、米口関係とはまったく異なった事情が指摘できる。それはロシアの対米戦略核バランスには決定的な不安定要因にならないにしても、小規模な中国の核戦力にとっては話は別である。

11) R. Gottemoeller, "Defense and Unilateralism in Strategic Arms Control", *Arms Control Today (ACT)*, Sept. 2001, pp. 10-11; Gottemoeller, "Arms Control in a New Era", *The Washington Quarterly*, Spring 2002, pp. 49-52.

12) Gottemoeller, *The Washington Quarterly*, Spring 2002, pp. 54-55は、MD 計画をめぐる米口間協力の将来について楽観的である。

ここから中国による対米戦略核抑止力の強化と非脆弱化の推進は必至となるし、また冷戦後国際政治におけるロシアの影響力拡大意欲とも連動しながら、中口両国間の戦略的同盟化の可能性がつねに模索されることになる¹³⁾。

これまで冷戦後国際政治の構造的変化をめぐり、冷戦期の中心的なアクターの米欧関係や米中口関係についてみてきたが、今日それ以上にアメリカにとって緊急かつ危機的な変化は、いうまでもなく中近東を中心とする第3世界地域にみることができる。そこでは冷戦の終結と米ソ（口）など大国の国際的コンロール能力の喪失、石油などの資源問題や宗教・民族問題に触発されての地域紛争の激化、深刻な人権問題の頻発、いわゆる「圧制の拠点」(outpost of tyranny)と民主主義の抑圧などの問題もさることながら、ここでとくに注意を喚起しておきたいのは、この地域における核拡散の可能性、いわゆる「ならず者国家」による核開発をめぐる問題であった。「第2核時代」という時期区分とその問題意識が、冷戦後国際政治の構造的変化との関連において取り上げられるとき、その主要な判断基準は、まさにこの第3世界における核拡散の危機に求められていたのである。

ところで、第3世界における核拡散の特徴と危機の内容はどうかといえば、まずその非西欧的なナショナリズムが指摘されなければならない。第3世界におけるナショナリズムの高揚は軍備強化と不可分の関係にあるが、第2次大戦後の民族国家形成の初期には、軍事力整備といってもその重点は伝統的な歩兵中心の大規模軍隊の編成におかれた。しかし冷戦後になると、先進諸国家のハイテク化された軍事力への対応、また自国の大規模軍隊の近代化で必要とされる膨大な財政負担への配慮もあって、西欧諸国がたどった兵器技術の発展プロセスを飛び越えて、開発途上国は一気に最先端の核兵器をふくむ WMD の開発に取り組もうとする。そしてその際、核開発は経済先進国の専売特許ではなくなったという、これら開発途上国に

13) 山田「前掲論文」18-19頁。J. Tompkins, "How U. S. Strategic Policy Is Changing China's Nuclear Plans", ACT, Jan./Feb. 2003, p. 15.

とってきわめて有利な条件のあったことも忘れられてはならない。すなわち、「核闇市場」をふくむ核兵器技術の拡散、民需・軍需両用技術の発展と伝播など、一口にいえば「経済・技術のグローバリゼーション」(J. S. ナイはこれを「技術の民主化」という)により、すべての技術移転が容易かつ安価となり、工業化の遅れた国でも核開発をすすめる条件が十分に整ってきたことである¹⁴⁾。なお、このことはまた国内的には、古い体質の軍閥的支配に対してまったく新しい WMD 開発技術につながるテクノクラートの導入と結びつき、それをつうじて政治・軍事指導面における革新化ないし民間化が大いに促進されたことにも注目しておきたい¹⁵⁾。

「第2核時代」とはなにか？(2)

——安全保障上の危機と核拡散対策の行き詰まり——

P. ブラッケンの「第2核時代」論は、核拡散問題をただ冷戦後の国際政治の構造的変化一般とだけ関連づけて論じようとするものではない。そうであれば「第2核時代」という大掛かりな柱立てをする必要はなく、ただ冷戦崩壊前後という基準の時期区分で十分なはずである。にもかかわらず、かれがあえて「第2核時代」という時期設定にこだわろうとする趣旨は、何よりも冷戦後国際政治の構造的変化、とくに第3世界地域における核拡散問題が、アメリカの安全保障に深刻な脅威となっていることを強調したかったからにはほかならない。かれによれば「第2核時代」とは、まずは冷

14) P. Bracken, *Fire in the East: The Rise of Asian Military Power and the Second Nuclear Age*, 1999, pp. xxvii–xxix. 民需・軍需両用技術のグローバル化と核拡散の関係については B. Roberts, “Viewpoint: Proliferation and Nonproliferation in the 1990’s”, *The Nonproliferation Review*, Fall 1999, pp. 70–71; M. Moodie, “Beyond Proliferation: The Challenge of Technology”, *The Washington Quarterly*, Spring 1995, pp. 186–188. J. S. ナイのいう「技術の民主化」については『論座』2003年12月号234–235頁。「核の闇市場」問題については、たとえば『朝日』「核を追う—原爆を売る男たち」①～⑬2004年8月5日～8月27日付記事；「核を追う—増殖する闇市場」(上)(下)2004年7月25日および27日付記事。

15) P. Bracken, *Fire in the East*, pp. 46–48, 72–73, 76–78, 87–92.

戦後第3世界の核拡散がアメリカの安全保障に対してもつ意味、すなわちそれがアメリカの安全保障環境にもたらした革命的变化と危機を鮮明に示すための表現以外の何ものでもなかったのである¹⁶⁾。

もっと具体的にいえば、第3世界諸国による核兵器および運搬手段の開発と保有が、アメリカ本国とくにその海外基地に対する深刻な脅威となったということである。すでに核兵力保有国の中国はもちろん、イランや北朝鮮など新たな核保有国が、いざという場合アメリカ本国やその海外基地に対して核攻撃を加えることは十分に考えられるからである。これまでアメリカは、ソ連を除き自らの本国や海外基地が核攻撃にさらされることなく、ユーラシア大陸諸国に対して核攻撃をふくむ壊滅的打撃を与えることができたが、そうした優位はまったく過去のものとなった。このことをある論者は、連発ピストルの拡散以後のアメリカ西部における弱者の復権になぞらえている。そうだとすれば、兵力の「前方展開」を基本政策としてきたこれまでの戦略構想が根本的な修正を迫られたことも、いわば当然の帰結といってよい¹⁷⁾。

アメリカの安全保障への脅威といっても、それは何も第3世界諸国による核開発という国家レベルの脅威にとどまらない。9・11同時多発テロに典型的にみられるような非政府アクターによるテロ攻撃も、これまで以上に重大な関心事とならざるをえない。これら両者を合わせて、「非対称戦争」による挑戦の脅威といい換えることもできるだろう。もちろん核兵器をつくるためには、ウラン濃縮か使用済み核燃料の再処理（プルトニウム生産）施設が必要であり、そうした施設をテロ組織がもつことは当面考えられない。だが、ある程度組織化されたテロ集団が、核分裂物質（高濃縮ウランHEU）を核闇市場その他で入手できれば、初歩的な核兵器をつくることは可能である¹⁸⁾。また核テロよりもっと緊急性のある脅威として、生物・化

16) P. Bracken, *Fire in the East*, pp. xiv–xv.

17) *Ibid.*, pp. 36, 59–60, 151–157.

18) A. B. Carter, “How to Counter WMD”, *Foreign Affairs*, Sept./Oct. 2004, pp. 76–

学兵器や「汚い爆弾」(dirty bomb) によるテロがあげられる。「汚い爆弾」とは、通常兵器なみの爆発で人体に有害な放射性物質を撒き散らす兵器で、核兵器に比べて破壊量や周辺に与える放射線量は格段に小さいが、材料の入手や製造ははるかに容易だといわれる。

これまで述べてきたアメリカの安全保障上の危機に対して、いかなる対策がとられてきたのか、また今後いかなる対処がなされるべきなのか。冷戦後の第3世界における核拡散問題は、確かにこれまで以上に危険な側面をもち、その防止には従来と違った構造的な困難が介在していることにまず留意する必要がある。第1に、米ソ冷戦の崩壊でかつて両国のもっていた国際政治上の統率力が失われ、先進諸国への対抗ナショナリズムや地域的な覇権願望とも密接に結びついた第3世界諸国の核開発意欲を抑えることは、客観的に難しくなったことがある。それに核保有国、とくにアメリカの核抑止力に対する信頼性や有効性への疑惑が強まったことも問題となる。すなわち、冷戦期の米ソ間の核抑止では、核兵力やその C³I システムにおいてほぼ同質的な2極構造がみられ、米ソ首脳の一種の合理的な政治判断ともあいまって、その抑止機能には一定の有効性と安定性を想定することができた。だが、第3世界諸国の核開発がすすみ、核抑止状況が多元化することになれば、これまでの二人プレーヤー・ゲームをふまえて構築された抑止の論理は、多元的プレーヤーのゲームには適用されえない¹⁹⁾。しかも多元的ゲームの一角が、プッシュ政権のいう「ならず者国家」や「悪の枢軸」(axis of evil)、さらには「圧制の拠点」であるとすれば、核抑止の有効性と安定性の大幅な後退はいわば必然的な成り行きであろう。

第2の問題は、第3世界地域における新しい核拡散の危機について、これまでの核拡散防止政策との関係、その有効性をめぐる評価である。これまでも対策として軍事力の行使が考えられなかったわけではないが、実際的な措置は NPT とその実施手段としての国際原子力機関 (IAEA) を軸と

17 (全訳『論座』2004年11月号275-276頁)

19) Bracken, Obis, Summer 2003, pp. 403-405.

して展開されてきた。しかし、それが今後まったく無意味になったとはいえないまでも、核不拡散政策としてその明らかな限界性が指摘されるようになる。インドやパキスタンは核実験の強行に踏み切ったし、またイラク、イラン、北朝鮮の核開発問題でその限界性がいっそう明確になったからである。すでに述べた NPT など軍備管理システムに対する軽視も、このことと無関係ではない。ブッシュ政権や連邦議会内のネオコンをはじめとする右派勢力によれば、すべての軍備管理措置はまやかしであり、国家利益を売り渡す以外の何ものでもなかったとされる²⁰⁾。この点で、「第2核時代」論も同じような論拠をもちだす。論者によれば、「第2核時代」をめぐる論議のポイントは、まさにこれまでの不拡散レジームの対策が、今日の新しい核拡散の阻止にとって有効性をもたないことの確認に求められたからである²¹⁾。

これまで述べてきたところから「第2核時代」の特徴を整理すれば、つぎのような内容の戦後核状況の新しい段階ということになる。(1)冷戦後の、とくに第3世界地域における核拡散問題にかかわりをもち、そこではアメリカの安全保障に対する危機の深化が認識されていること。(2)こうした危機への対策として、従来の NPT を軸とする軍備管理システムは明らかに破産しており、それらに代わり軍事力行使をふくむ強力な対策が重視されなければならないこと。ところで、つぎにこの「第2核時代」の時期区分の日付をどの辺にとるかが問題となるが、それは必ずしも明確ではなく、P. ブラッケン自身も正確にきめることはできないという。1964年の中国最初の核実験にはじまるともいうが、それは冷戦期の事件だったし、結局は中国の核クラブ入りが容認されることになった。それよりも1998年の相つぐインドとパキスタンの核実験が、時期区分の基準として有意味に思われ

20) B. Roberts, *op. cit.*, pp. 76-77.

21) Bracken, *Obis*, Summer 2003, pp. 410-411; Bracken, "Thinking (Again) About Arms Control", *Obis*, Winter 2004, pp. 153-154; Bracken, *Fire in the East*, pp. 159-160.

るが、それとでもなくずしの既成事実づくりがすすみ、両国の核廃棄をめざす戦略的圧力にまったくみるべきものはなかった²²⁾。これはアメリカをはじめ関係各国の事態の深刻さに対する認識の不備によるが、その一方で第3世界における新しい核拡散の脅威がいつそう現実的なものとなっていった。またこれに関連してブラッケンは、アメリカ国内における1998年以後の戦略論議で、核拡散対策として伝統的な NPT レジームの堅持を主張する勢力の優位が、根本的に崩れたことを重視している²³⁾。このことが無意味とはいわないが、それはアメリカ国内の政治事情に限定された視点であり、「第2核時代」というグローバルな時期区分の基準としては、やはり不適切といわなければならない。

ブッシュ大戦略と「核拡散対抗」

本節と次節では、ブッシュ政権の安全保障戦略との対比において、「第2核時代」論の特徴を考察することにする。その焦点はもちろん現在の核拡散問題の受け止め方と対策にあり、両者は基本的には同じ基盤にたっているとみなしてよい。ブッシュ政権の核拡散に対する基本姿勢でいえば、その特徴はまず問題を将来のアメリカ安全保障の根源にかかわるものと受け止め、それを個々の具体的な政策課題として扱うのではなく、アメリカの長期的な戦略構想の不可欠な構成部分として処理しようとするところにある。ブッシュ政権は核拡散問題をめぐりクリントン政権を批判したが、それは同政権がこの問題に真剣に取り組まなかったからではない。その批判の中心は、クリントン政権の関心が、核拡散防止のための長期的かつ統合的構想という「戦略的」(strategic) レベルではなく、特別の行動や措置について連邦議会の同意をかちとるという「戦術的」(tactical) レベルに向

22) Bracken, *Fire in the East*, pp. 109–111; Bracken, *Obis*, Summer 2003, pp. 400–401.

23) Bracken, *Obis*, Summer 2003, p. 411.

けられていた点にあった²⁴⁾。このようにみえてくると、ブッシュ政権の核拡散対策は、その全戦略構想と不可分の関係をもち、その諸特徴を色濃く反映したものとならざるをえない。ブッシュ大戦略にふれることは本論文の主題ではないが、その核拡散阻止政策を理解する前提として、ブッシュ政権の全戦略構想の特徴点について簡単に整理することにした。

ブッシュ政権の中核となつて外交・軍事戦略を牛耳っている勢力は、民主党系のネオコンとポピュリズム（大衆主義）の価値や単独行動主義、軍事力行使を重視する共和党「ジャクソン派」との合体だとされ²⁵⁾、その目標はこれまでアメリカの対外戦略を掌握してきたリベラルな国際主義派、共和党内でいえば H. A. キッシンジャーに代表される現実主義派の支配を打倒することにおかれていた。その方向は、ネオコンのバイブルといわれた論文 W. Kristol & R. Kagan, “Toward a Neo-Reaganite Foreign Policy”, *Foreign Policy*, July/Aug. 1996によって早くから打ち出され、ブッシュ政権の発足後には NPR’02（2002年1月）、さらに同年9月の国家安全保障戦略（National Security Strategy of the U. S.）などのなかで具体的に展開されてきた。以下、ブッシュ大戦略を構成する諸原則について列挙する。

(1) 「一極覇権」から「新しい帝国主義」へ。前掲のクリストル&ケーガン論文は、アメリカのヘゲモニーこそ、国際社会の平和や秩序を崩壊から救う唯一の信頼できる防壁だとする。2002年6月のウエスト・ポイント米陸軍士官学校における演説で、ブッシュ大統領も「一極覇権」をアメリカの安全保障の中核とすることを宣言した。「一極覇権」の内実は別に「温和でグローバルなヘゲモニー」(benign global hegemony)ともいわれてきた

24) B. Roberts, op. cit., pp. 78-80.

25) J. S. Nye, “U. S. Power and Strategy After Iraq”, *Foreign Affairs*, July/Aug. 2003, pp. 63-64（全訳『論座』2003年8月号256-257頁。『日経』2004年11月29日付記事。村田晃嗣『アメリカ外交-苦悩と希望』35-41頁。「ジャクソン派」は、「アメリカ勝利主義派」(American Triumphantists)「アメリカ第1主義派」(American First) などといわれることもある。M. Moore, “Space Cops: Coming To a Planet Near You!”, *The Bulletin of the Atomic Scientists* (BAS), Nov./Dec. 2003, pp. 47-48. またそれは「アメリカ例外主義」(American Exceptionalism)とも重なる。

が、とくに9・11同時多発テロ事件以後のブッシュ政権は、旧来とは区別された新型であるにもせよ、やがて自らを公然と「帝国主義」とよぶ姿勢に移行した²⁶⁾。

この「新しい帝国主義」を支える中核的な要素は、いうまでもなくアメリカの圧倒的な軍事力優位であった。アメリカはこの優位を現在もっているが、将来にわたってあくまでそれを堅持すべきことが強調された。そのためにも通常兵力の近代化はもちろん、MDシステムの開発と配備、宇宙空間の軍事化（小型核の配備をふくむ）の可能性、「ならず者国家」の地下深く格納された核兵器庫（HDBT）を破壊するための新型の地下貫通型小型核の配備などが追求されてきた²⁷⁾。

アメリカの圧倒的な軍事力優位の確保と持続には、もちろん国防予算の増加が不可欠である。前出クリストル&ケーガン論文も、かれらの望む新政権を支える三つの戦略的要請の一つとして、国防支出の大幅な増額を強調した²⁸⁾。もっとも軍事力の再編や近代化、さらにMDシステムの開発と配備には膨大な国防支出の増加を必要とするが、同盟諸国の経費分担に期待をかけるにしても、その長期的な維持には国内世論的な支持という面で問題がないわけではない。同論文は新政権のいま一つの戦略課題として、のちにふれるように国民協力の結集をあげているが、膨大な国防予算の長期的な支出からくる財政上の困難は、このことと矛盾するというきびしい指摘もある²⁹⁾。

通常兵力の近代化については、そのハイテク化の進展が核抑止力の代行的機能をもちうるのか、またそれは第3世界地域の核拡散阻止にとって有効かという問題もある。結論的には、それに否定的な見解が一般的である

26) Moore, op. cit., p. 51; Ikenberry, op. cit., p. 44（全訳『論座』2002年11月号229頁。）

27) この開発の歴史的経緯については、たとえば G. Mollo, “New Bomb No Mission”, BAS, May/June 1997.

28) Kristol & Kagan, op. cit., pp. 23-27.

29) Moore, op. cit., pp. 52-53.

う。財政的・技術的にも強力な通常兵力をもちえない第3世界諸国にとって、それは自国の核開発を正当化する一つの付加的な要因とされたし、またそうした核拡散をもふくむ核抑止の世界では、その中核的な担い手はやはり核兵器であり、いかに高度化された通常兵器といえどもそれはあくまで補完的機能をもつにとどまるとされたからである³⁰⁾。

(2) 「単独行動主義」と「有志同盟」(coalition of the willing) 多国間主義。「単独行動主義」外交の主張や展開は、何もブッシュ政権にはじまるわけではない。アメリカは建国期以来、「アメリカ例外主義」という神話にとらわれてきており、「単独主義」といい「孤立主義」といい、この「例外主義」から派生したものであった。例外主義者によれば、アメリカはあまりにも長い間、グローバルな制度や規範にがんじがらめに縛られたガリバーのような存在で、アメリカとしては直ちにこうした拘束から脱却すべきだ。「単独行動主義」の立場はここから生まれ、ブッシュ政権になってこうした主張が政府内で支配権を確立した³¹⁾。

もちろん「単独行動主義」も、あらゆる他国との協調を拒否しようとするものではない。それは行動する場合、多国間の合意と協力を不可欠な前提としないということで、アメリカがめざす原則的な政策目標で一致できる国々との協調は、いうまでもなく熱心に追求される。これが「有志同盟」あるいは「アメリカ的多国間主義」にほかならず、ラムズフェルド国防長官にいわしむれば「任務が同盟関係を形づくるべきで、同盟関係が任務を規定するのではない。そうであれば任務は最大公約数的なものに矮小化されることになるが、われわれにそのような余裕はない」ということになる³²⁾。

ブッシュ政権の「有志同盟」路線には、当然ながら他国とくに EU 諸国から批判がだされ、最近の事例ではイラク戦争に対するフランスやドイツ

30) R. Burt, "Nuclear Proliferation and the Spread of New Conventional Weapons Technology", *International Security*, Winter 1976, pp. 128-128, 135-137.

31) M. Hirsh, "Bush and the World", *Foreign Affairs*, Sept./Oct. 2002, pp. 25-26 (全訳『論座』2002年10月号246, 250-251頁)

32) Ikenberry, *op. cit.*, pp. 54-55 (全訳『論座』2002年11月号238頁)

の反対が典型的であった。これら諸国の批判点によれば、イラク戦争の正当性には全会一致あるいは主要な同盟国の同意、また国連安保理事会の承認が必要というところにあったが、これに対するネオコンの反論のなかに、改めて「有志同盟」の特徴が反映されている。すなわち、(1)旧ユーゴのコソボ紛争への人道的な軍事介入は、国連の承認なしでおこなわれ、西欧諸国も賛成したではないか。イラク戦争の場合も、英国その他ヨーロッパ諸国の支持があったわけで、フランスやドイツの反対の主眼は、むしろアメリカが伝統的なヨーロッパの主要同盟国の制約を無視して行動したところにあるのではないか³³⁾。(2)のちに述べるようにブッシュ政権の対外政策原理には、リベラリズムや民主主義のグローバル化があげられるが、それをめぐりアメリカでは、他国の主権の不可侵を尊重し、全会一致の合意で事をすすめるという姿勢への関心は比較的低かったといってよい。リベラリズムのための国際的干渉なら事実上これを容認する傾向がつよく、この意味でアメリカはつねに「革命的」国家であったのだ。別の表現でいえば、アメリカの多国間主義の核心には、つねに単独主義が同居していたということである³⁴⁾。

(3) 外交・軍事戦略の「道徳化」(moral clarity)。敬虔なキリスト教徒のブッシュ語録には、「神」という言葉や聖書の引用が多いことからすれば、この「道徳化」を「宗教化」といいかえることも可能である³⁵⁾。前出ブリューストル&ケーガン論文は、リベラルな国際主義的外交戦略に代わる新戦略を構成する3要素の一つとして、「国民の支持の結集」(citizen involvement)をあげる。そしてアメリカのグローバル・ヘゲモニーや対外軍事戦略の重要性、それと国民の無関心との間のギャップを埋め、国民の支援を結集するためには、その外交・軍事戦略に明確な道徳性を付与すべきである。と

33) R. Kagan, "American's Crisis of Legitimacy", *Foreign Affairs*, March/April 2004, pp. 72-73, 81-83.

34) *Ibid.*, pp. 78-80.

35) *Newsweek*, March 10, 2003は "Bush and God" の表題で特集を組んでいる。

ここで、この「道徳化」の具体的な内容とはいえば、アメリカは確かに圧倒的な軍事力優位にあるが、それは狭い国家利益に奉仕するのではなく、より高次の価値のために行使すべきだということになる。要するに、アメリカは「価値志向型外交政策」(a values-driven foreign policy)を追求すべきで、その諸価値の内容としては、人権と平和、民主主義、自由な市場経済など維持と拡大があげられている。しかも、これら諸価値をただ国内的でないし現状維持的にまもるだけではなく、それらを中近東をはじめまだそれが十分根付いていない地域に持ち込み、定着させようとする、いわば「十字軍」的な役割がそこでは期待されていた³⁶⁾。このようにみえてくると、圧倒的な軍事力をバックにした価値志向型対外政策が、究極的には他国の体制変革と容易に結びつくのは自明のことであろう。

このことはまた、第3世界における核拡散と関連させて考えるとき、問題の焦点は核兵器そのものではなく、誰が核兵器をもっているかという所有者の適否と結びつくことになる。核兵器の所有者が「ならず者国家」あるいは「悪の枢軸」国家であるとすれば、問題の解決は必然的にその民主主義化、その体制の変革以外に考えられないからである³⁷⁾。第2期目のブッシュ政権の外交基本目標として、これまでの「悪の枢軸」に代わって「圧制の拠点」が掲げられ、自由と民主主義の拡大にいっそうの力点がおかれることになった。

(4) 対外政策における軍事力行使。アメリカの圧倒的な軍事力優位を背景として、ブッシュ大戦略では対外政策における「力は正義」という軍事力信仰への傾斜がめだつ。それも相手方の行動の抑止のために圧倒的な軍事力優位を活用するというのではなく、その有効性や信頼性を高めるために

36) Kristol & Kagan, op. cit., pp. 27-28; Moore, op. cit., p. 48; M. Mandelbaum, "The Inadequacy of American Power", *Foreign Affairs*, Sept./Oct. 2002, pp. 61-62 (全訳『論座』2002年12月号250-251頁)

37) G. Perkovich, "Bush's Nuclear Revolution—A Regime Change in Nonproliferation", *Foreign Affairs*, March/April 2003, pp. 3-4 (全訳『論座』2003年5月号234-235頁)

軍事力の実際的発動の意義が強調され、またイラク戦争のようにそれが現実には強行される。別のいい方をすれば、かつて T. ローゼベルト大統領がいった「棍棒を手に静かに話せ」の路線が否定されたわけである。このことはまた、すでに述べた冷戦後国際政治の構造的変化のなかで、冷戦期の核抑止の信頼性が大きく後退したこととも無関係ではない。問題は、その減退を何によって補完するかであった。

そこで、ブッシュ政権のもとでは軍事力による抑止効果よりも、その実際的な発動に期待がかけられることになる。しかも、そこでは先制攻撃ドクトリンを前提とした核兵器をもふくむ軍事力行使まで正当化されている。ブッシュ大統領がその対外政策の基本を内外に示した2001年9月の演説は、アメリカの「一極覇権」の立場を鮮明にするとともに、「悪の枢軸」国家に対し先制攻撃を加えうる権利を宣言したが、同じ趣旨はその後の演説や政府文書のなかで繰り返し明らかにされてきた³⁸⁾。

先制攻撃ドクトリンといっても、何もブッシュ政権にはじまるわけではない。核拡散防止に関連して、後にもふれるように相手の核開発施設に対する先制攻撃がいわれ、準備のなされたケースが過去にもみられるからである。しかし、ブッシュ政権においてそれが戦略構想の基本の一つに位置づけられ、内外に宣言されたことは、やはり画期的といわなければならない。なお、戦略用語として「先制攻撃」(pre-emptive strike)と並んで、しばしば「予防戦争」(preventive war or strike)という表現も使われるが、ここで両者の意味や比較について簡単に付言しておく。「先制攻撃」とは、危機状況がつきつぎにエスカレートするなかで、敵が数日から数時間に攻撃を

38) The National Security Strategy of the U. S., Sept. 2002, pp. 15–16 (抜粋訳『世界週報』2002年12月10日号51–52頁) M. Hirsh, op. cit., pp. 18–19 (全訳『論座』2002年10月号239–241頁) Ickenberry, op. cit., p. 51 (全訳『論座』2002年11月号235–236頁) NPR'02の極秘とされてきた部分にかんするマスコミ報道も参照。H. M. Kristensen, “Posturing—What Happened to Deterrence”, BAS, Sept./Oct. 2002, p. 56 ; “Nuclear Posture Review: Outlines, Targets, Contingencies”, Arms Control Today (ACT), April 2002, pp. 20–21. 石澤靖治「核攻撃作戦」『世界週報』2002年4月9日号64–65頁。

仕掛けてくる危険があり、そのまま放置すれば自らの敗北を招きかねないと判断したときの、敵の機先を制して行われる攻撃をいう。これに対して「予防戦争」は、こうした時間的な緊急性とは無縁で、長期的にみて味方の不利が明らかだという歴史的予見にたつて事前になされる攻撃で、それは侵略戦争を正当化する論拠にもなってきた。しかし、両者を明確に区別する基準を設けることは困難で、しばしば「予防」を「先制」で代行させることも考えられ、イラク戦争はその一例であろう。この場合、イラクがいますぐ攻撃を仕掛けてくると判断できるような切迫性は考えられず、そうだとすればイラク戦争は、その核開発の事前の排除をめざした「予防戦争」ということにもなりかねない³⁹⁾。

軍事力による先制攻撃といっても、それが核兵器か通常兵器のいずれでなされる攻撃かの問題もある。近年軍事力のなかで、ハイテク化された通常兵力のウエイトがますます高まってきたことは事実で、それは核兵器に比べてその実際的使用にかんする諸種の制約が弱く、破壊効率の高いことによる。「核拡散対抗」のための核発動は好ましくないとの意見もあるが、だからといってその有用性は、その小型化や破壊力の通常兵器化とともにいぜん不動であることについてはすでに述べた。

これまで簡単に整理してきたブッシュ大戦略のもとで、核拡散防止対策はその戦略構想が今後も有効に機能するかを判断する一つの重要な基準とされた。そして冷戦後の第3世界地域における新しい核拡散の脅威、またその対策として NPT レジームを柱とするこれまでの不拡散政策の破産を認める点で、ブッシュ政権は「第2核時代」論者と同じ基盤にたっていた。その政策的特徴は、「核不拡散」ではなく「核拡散対抗」にあり、その力点の一つが核開発国に対する軍事力行使におかれていたことはいうまでもない。もちろん NPT システムが全然無視されたわけではない。たとえば、

39) B. ラセット「先制攻撃と予防戦争の違いを認識せよ」『論座』2002年12月号 286-287頁。D. G. Kimball, "Prevention, Not Pre-emption", ACT, Oct. 2002, p. 2.

アメリカが「ならず者国家」の核開発につながるとして、NPT 第4条の非核保有国による「原子力の平和利用」の権利を制限しようとしていることなどその一例である。しかし、これは一方で、NPT システムの根幹にかかわる問題であることも忘れられてはならない。すなわち、NPT には本来核保有を5か国に限定するという不平等性があり、それを核保有国の軍縮努力と非核保有国による原子力の平和利用の権利を認めることで、バランスをとろうとするところに特徴があった。平和利用の権利の制限は、まさにこのバランスを根底から崩すものにほかならないからである。

軍事力行使の具体的な内容としては、攻撃面では相手の核開発関連施設や核兵器庫に対して、先制攻撃をも加えるための核および通常兵力の配備と強化、防衛面では何といても MD システムの開発と配備であろう⁴⁰⁾。もっとも、核関連施設に対する先制攻撃をも含めた軍事力行使という発想、計画、準備は、何もブッシュ政権にはじまるものではない。古くは1964年10月中国初の核実験に際して、当時のジョンソン政権が中国の核開発関連施設に対する通常および核兵器の空軍攻撃を考えたといわれるし⁴¹⁾、近くは1993年以降の北朝鮮の核開発疑惑危機をめぐり、アメリカ国防総省が開

40) 典型的な政府文書は、2002年12月公表の **National Strategy to Combat to WMD**。その基盤は同年9月大統領が署名した秘密文書 **National Security Presidential Directive (NSPD) 17**であり、他の多くの文書にも同じ趣旨が述べられている。“**Bush Administration Releases Strategy on WMD Threats**”, ACT, Jan./Feb. 2003, p. 22; Carter, *op. cit.*, pp. 73–76, 80–82 (全訳『論座』2004年11月号273–275, 279–281頁)

41) Bracken, *Fire in the East*, p. 157. 中国の核実験が確実視されたケネディ政権下でも、中国核施設に対する軍事攻撃の可能性が論ぜられた。核実験後は、それへの対応をめぐり当時のジョンソン政権のもとで、前国防次官 **R. Gilpatrick** を長とする委員会がつけられた。委員会は四つの政策上の選択肢を分類し、四番目の選択として軍事力の発動が取り上げられた。ただしそれは、委員会およびジョンソン政権の政策主流とはならなかった。W. Burr & J. T. Richelson, “**Whether to Strangle the Baby in the Cradle—The U. S. and the Chinese Nuclear Program, 1960–64**”, *International Security*, Winter 2000/01, pp. 54–57; F. J. Gavin, “**Blasts from the Past: Proliferation Lessons from the 1960s**”, *Ibid.*, Winter 2004/05, pp. 108–110, 115–116, 135.

発関係施設に先制攻撃を加えることを計画し、日本側もこれに連動する動きをみせた事例がある⁴²⁾。これを裏書するかのようになり、クリントン政権はすでに MD システムの開発方針を明確にしていたし、1993年12月当時の L. アスピン国防長官は「核拡散対抗イニシアティブ」(CPI)を発表した。CPI が政権内で直ちに定着したわけではないが、その趣旨は敵の核拡散が阻止されなければ、単独主義的な軍事力の発動、また敵の WMD 使用に対して自国を防衛しうる能力、すなわち NBC 兵器の使用をも前提とした将来の戦争に対処し、勝ち残りうる兵力の整備にあった⁴³⁾。

このようにブッシュ政権以前から「核拡散対抗」構想はみられるが、同政権のもとでそれがいっそう徹底化され、イラク戦争というかたちで実践に移されたのはやはり画期的なことであった。もちろんイラク戦争には、石油採掘やフセイン独裁打倒などの要因が介在していたわけだが、核拡散疑惑もはっきり戦争目的のなかに組み込まれ、「核拡散対抗」政策の具体化としてそれが正当化されたことは事実であろう。2005年3月末、イラク WMD にかんする米独立委員会の報告でイラクの核疑惑が解消されたのち、戦争目的はフセイン体制打倒とイラク民主主義化に決定的に転換したが⁴⁴⁾、それで問題が解消されたわけではない。核拡散問題の焦点がその主体の「圧政の拠点」に求められ、その民主主義化のため軍事力行使(戦争)が許されるとなれば、それへの反発や危険性が加速されるのは必至と思われるからである。

42) S. Engelberg & M. R. Gordon, "Intelligence Study Says North Korea Has Nuclear Bomb", N. Y. Times, Dec. 26 1993, p. A1. 山田『現代アメリカの軍事戦略と日本』358-360頁。

43) G. Andreani, "The Disarray of U. S. Nonproliferation Policy", Survival, Winter 1999/2000, pp. 48-49; T. G. Mahnken, "A Critical Appraisal of the Counterproliferation Initiative", National Security Studies Quarterly, Summer 1999, pp. 91-92, 94.

44) J. Cirincione, "How Will the Iraq War Change Global Nonproliferation Strategies", ACT, April 2003, pp. 3-4.

「第2核時代」論と核拡散対策

つぎに P. ブラッケンの「第2核時代」論の検討に移るが、冷戦後の新しい核拡散の脅威を認め、それへの対策としてこれまでの軍備管理措置の破産、軍事力行使をふくむ「核拡散対抗」政策への移行を強調する点で、それはブッシュ大戦略と根本的に対立するものではない。もちろんブッシュ政権への批判がないわけではない。ブラッケンによれば、「第2核時代」の挑戦への対策として、(1)たとえば IAEA による査察体制の強化や CTBT の批准など、ただ NPT レジームの改革・強化のみを追求する、(2)軍備管理の意義を全面的に否定し、軍事的な対決方針に転換する、という二つの選択肢があるが、そのいずれもまったく安易で、時代の要請に答えるものではない。かれは核拡散防止における軍事力優先主義には批判的で、軍事力行使を基本的に容認しながらも、非軍事的な外交戦略、これまでとは違った新しい軍備管理措置を主張しているからである⁴⁵⁾。

ところで、この新しい軍備管理アプローチを構想する際の重要な前提は何かといえば、ブラッケンは何よりもまず軍備管理の根源的な目的に立ち帰ることだという。それでは、軍備管理の基本目的とはいかなるものか。かれによれば、それはつぎの三つの柱からなる。(1)軍備管理は軍縮ではなく、両者は区別されなければならない。(2)核兵器は人類破滅の危険性をはらんでいるが、軍備管理をつうじて戦争抑止に役立ってきた。軍備管理は核兵器の存在を前提として、戦争の抑止や核状況の安定化、平和の維持に有益な役割を果たしてきた。(3)軍備管理主義者は、核対決主義者(タカ派)と核廃絶主義者との中間にたち、両者の現実的な妥協を可能にしてきた⁴⁶⁾。確かに軍備管理にそうした側面のあることは事実だが、その認識がすべて適切とはいえない。軍備管理措置には、その一方で核削減や核緊張

45) Bracken, "Thinking (Again) About Arms Control", *Obis*, Winter 2004, pp. 150-151.

46) *Ibid.*, pp. 151-152.

の緩和から一歩すすめて、核軍縮につながりうる橋渡しの役割が期待されるからである。にもかかわらず、ブラッケンが軍縮と軍備管理との区別をただ強調するのは、かれの立場が核軍縮にはきわめて消極的で、核兵器に対する既成事実としての容認にあることを裏書している。そうだとすれば、かれの批判といいその立場の中間的性格といい、あくまでブッシュ大戦略を容認した上での単なる修正に過ぎないことは明白である。

この「新しい軍備管理」の具体的な内容として、P.ブラッケンはつぎの4項目をあげる。(1)合意された核世界 (Agreed Nuclear Worlds) (2)核兵器の第1使用禁止 (No Use of Nuclear Weapons) (3)奇襲攻撃をしない盟約 (No Surprises Compacts) (4)MDシステムと安全の保証 (Missile Defense and Security Guarantees)⁴⁷⁾。(2)の第1使用禁止は、これまで核軍縮への第1歩と位置づけられ、アメリカは核抑止の信頼性という建前からこれを拒否してきたが、ブラッケンはその通常兵力の圧倒的な優位からすれば、今日アメリカがこれを受け入れる可能性は十分あるという。(3)の奇襲禁止の盟約についても、現在の多元的核アクターの世界ではますます重要な課題であり、アメリカにとってむしろ有益で、その具体的な内容や対象について前向きに検討すべきだという。しかし、核および通常兵器の先制攻撃がいわれ、「先制」と「予防」との区別も判然とせず、通常兵力のハイテク化にもかかわらず核兵器の意義が再確認され、現実的にその小型化が推進されている現在のアメリカで、(2)(3)の項目が具体化される可能性はきわめて小さいと思われる。

P.ブラッケンの主張で、より注目されるのはその他の項目である。とくに(1)の「合意された核世界」に組み入れられる核保有を公認された国家群として、NPTの5核保有国に加えて、イスラエルとインドがあげられているのは問題である。早い話が、これでは5核保有国を限度に核拡散を封じ込めようとしたNPTシステムと同じ発想であるし、またイスラエルとイ

47) Ibid., pp. 155-159.

インドに限って核保有を公認することのマイナス効果は計り知れない。イスラエル核保有への承認が中近東諸国に与える衝撃は、間違いなくこれら諸国による核開発の促進要因として働くであろうし、インドについてはそれに対抗するパキスタンの核保有をどうするかの問題もある。ブラッケンの説明では、イスラエルやインド以外の国々の核保有は、現体制のもとでは世界および地域の核状況の安定性にとって危険だというのが⁴⁸⁾、こうした説明が説得力をもつとは考えにくい。またそれが、「合意された核世界」以外の国の核保有や開発を阻止する有益な手段になるとは到底思えない。

(4)の「MD システムと安全の保障」であるが、P. ブラッケンはアメリカによる ABM 条約の一方的破棄が、多くの国々のきびしい批判を呼び起こしたにもかかわらず、アメリカ本国および戦域ミサイル防衛 (NMD & TMD) の開発・配備が新しい軍備管理の柱となり、他の諸国とくに同盟国によって歓迎されるというが、そこでは MD システムをめぐる根本的疑念がいちじるしく軽視されている。他国が独自の核開発に乗りださない (MD システムはそうした政策動向を助長する) という協定締結の代償として、それらの国々に MD 防衛を提供するという安全保障上の保証措置は、現状以上の核拡散を防止する重要なメカニズムを提供するとされるが⁴⁹⁾、そうした考え方に対する支持は日本など少数の政府に限定されるのではないか。MD システムの問題性は、大きくいってつぎの2点に集約できる。(1) 自国の核抑止力の弱体化という、とくに中ロ両国における MD システムをめぐる安全保障上の疑念をいかに払拭できるか。(2) MD システムの開発と配備において、その技術上および財政上のきびしい困難性がいかにして解消されるのか⁵⁰⁾。

48) Ibid., pp. 155–156.

49) Ibid., pp. 158–159.

50) 山田『現代アメリカの軍事戦略と日本』第5章305–352頁 J. M. Lindsay & M. E. O'Hanlon, “Missile Defense after the ABM Treaty”, *The Washington Quarterly*, Summer 2002, pp. 172–175.

締めくくりの論議—結びに代えて—

本論文の趣旨および補足すべき論点について、以下に列挙して論ずることにしたい。

(1) 「第2核時代」という時期区分について、その基準は論者も認めているようにあまりにも漠然としている。冷戦後の国際政治の構造的変化、とくに第3世界地域における核拡散がアメリカおよび世界に突きつけた脅威は、確かに対処すべき重要な課題といえる。したがって、この新しい核拡散問題の突出をもって、第2次大戦後の核状況の一つの区切りとする考え方には賛成であり、またそうしたなかでNPTを軸とする「核不拡散」政策の限界が露呈され、それに代わり「核拡散対抗」政策が前面化してきた経緯も理解できなくはない。だが、これをこれまでの核状況から区別すべき新しい段階として、「第2核時代」という明確な時期区分を設定する必要性は果たしてあるのか。

ましてやその時期区分の基準として、1998年のインド・パキスタンの核実験をとるのはどうか。武力行使をふくむ「核拡散対抗」政策の構想がだされ、そのための準備がなされたのはそれ以前からであって、インド・パキスタンの核実験が契機となったわけではない。その政策の実践ということであれば、むしろイラク戦争をとるべきで、それとても今後一貫した政策路線として定着するとも思われぬ。要するに、第2次大戦後の核状況全般の流れのなかで、核軍拡や核拡散、核軍縮や軍備管理などの諸問題の相関関係を念頭におきながら、それぞれの時期的特徴を抽出することで十分ではないか。この意味では、第2次大戦後の核状況としてはやはり米ソ冷戦の崩壊が重要であり、これに比べればブラッテンのいう「第2核時代」設定の意義は希薄なように思われる。

(2) つぎの問題は、核拡散対策のなかで軍事力行使をどのように位置づけるかである。思い悩むところも多いが、下記のきびしい条件付きながら、原則的には軍事力行使を容認する立場をとることにしたい。その条件とは、

(1)外交など非軍事的手段をとりつくした後の、最後の措置としての軍事力行使。(2)国連による承認決議など、軍事力行使が圧倒的な国際的合意によって裏打ちされていること。(3)特殊日本的な条件としては、東北アジア地域における集団安全保障体制とそれとの相関関係にある憲法9条の改正。

軍事力行使に関連して、つぎに2003年12月のリビアによる核開発放棄の問題を取り上げる。ネオコンなど右派勢力の間では、リビアの開発放棄にはイラク戦争という核疑惑に対する軍事力行使の衝撃が決め手との見方が支配的であるが、それが一つの要因ではあっても、決定的とは到底考えられない。米英両国は1990年代後半から、リビア政府に対して国連などの公的ルートや秘密交渉で、英国との国交回復や経済制裁など「あめと鞭」の外交工作をすすめてきており、これがリビアの国際社会への復帰願望の高まり（経済の困窮化による）とあいまって、核開発放棄につながったとする見方が一般的ではないか⁵¹⁾。

(3) ここでは核拡散阻防止と NPT レジームとの関連について、若干の検討を加えることにする。ブッシュ政権は NPT レジームが基本的に破産したと考え、「第2核時代」論も同じ評価に立ちながら多国間協定による「新しい軍備管理」を提言するが、そうした主張の当否はどうか。筆者の立場は NPT レジームの改革・強化にあり、その趣旨について以下に述べる。

これは周知のことであるが、現在の NPT レジームをめぐる構造的な不備の問題からはじめたい。NPT には既存の核保有国をそのまま公認し、新規の核開発のみ禁止しようとする一種の不平等が存在した。そうした反発に対応するために、NPT は核保有国による核軍縮義務と非核保有国による原子力の平和利用の権利を盛り込んだが、それが有効に機能していないことが論議されてきた。後者の原子力の平和利用の権利では、それを大きく制限しようとするブッシュ政権の提案が問題とされている。確かに民生用とはいえ高濃縮ウランと使用済み核燃料の再処理（プルトニウム生産）

51) “Libya’s Disarmament: A Model for U. S. Policy?”, *Arms Control Today* (ACT), June 2004, pp. 36–37. 日本国内では、たとえば『朝日』2004年11月10日付記事。

のための技術と施設が、新規の核開発につながる可能性は十分考えられるが、だからといってその権利の制限は NPT システムの根幹にかかわる側面をもつ。プッシュ提案では、ウラン濃縮ではこれまでの5核保有国のほかに日本、オランダ、ドイツ、ブラジル、アルゼンチンの5カ国、プルトニウム再処理は日本だけを認める方針といわれるが、こうした差別に対する非核保有国の反発はさらに促進されるだろう。NPT システムの枠外でこの案の合意づくりが成功すれば、それはアメリカの望むところかもしれないが、間違いなく NPT の空洞化を招くことになろう。これに比べれば、ウラン濃縮とプルトニウム生産を「多国間管理」のもとに移す、という IAEA 案の方がより適切だといえる。

NPT レジームの改革・強化にかかわる問題には、このほかにもいろいろ取り上げるべき項目がある。たとえば、IAEA の査察権限の強化、具体的には抜き打ち査察を容易にするため理事会で採択された「追加議定書」の効力の拡大である。また北朝鮮のように、核開発能力もてばその後の展開に不都合というので合法的な手続きで NPT から脱退する、こうした脱退防止も問題となる。さらに、10年以上前からその必要がいわれてきたが、核保有国間の利害対立で正式交渉にさえ入れないままの、兵器用核分裂物質の生産禁止（カット・オフ）も忘れられてはならない。

今後の核拡散防止や NPT システムの将来を左右する重要な課題は、それがいかに困難な問題であれ、やはり何といても核軍縮の推進である。NPT は第6条で核保有国による核軍縮を義務づけているが、実態はまったく「絵に描いた餅」で、これまで目立った進展はみられなかった。2000年の NPT 再検討会議では、新アジェンダ連合諸国のつよい要請もあって、最終文書で核軍縮にかんする13項目の合意がなされたが、その具体化はまことに遅々としたものであった。核保有国の核軍縮の鍵をにぎるアメリカは、その後最終文書のすべてを支持するつもりのないことを宣言し、核軍縮という最終目的を拒否するわけではないが、それへの具体的な第一歩となる

措置にはきわめて消極的な姿勢を堅持してきた⁵²⁾。2005年再検討準備会議で、J. ボルトン米国務次官は「NPT 第6条問題などに気をとられてはならない」と述べた⁵³⁾、核軍縮と核拡散の両方に効果のある CTBT に対して、プッシュ政権は完全に背を向けつづけてきた。

核軍縮には冷淡だが核拡散には熱心というアメリカの姿勢は、実際的な政策路線としては選択可能であるが、論理的に首尾一貫しないし、長期的には核拡散を助長することになって、その阻止の目標が達成できるとは思われない。究極的な手段として軍事力行使の可能性を留保しながらも、NPT レジームの改革・強化をはかり、それと核削減から核軍縮への着実な歩みを組み合わせることによってのみ、核拡散防止の展望が開けることを銘記すべきである。核拡散防止における核軍縮の重要な意義について、これを強調する論者や実践がアメリカ内外にきわめて多数みられることを、ここで改めて再確認する必要がある⁵⁴⁾。

〔追記〕本稿は、日本平和学会2005年度春季研究大会（6月4～5日、立教大学）分科会での報告内容を基本とし、それに若干の修正を加えたものである。

52) 黒澤満「核不拡散体制と核軍縮—2000年最終文書の履行」『阪大法学』2003年11月号656-661頁。D. G. Kimball, “The Nonproliferation Credibility Gap”, ACT, June 2004, pp. 2-3; “NPT Meeting Marked by Discord”, ACT, June 2004, pp. 28-29. 53) 『朝日』2005年4月25日付記事。

54) Perkovich, op. cit., pp. 7-8 (全訳『論座』2003年5月号237-241頁) S. Drell, J. Goodby, R. Jeanloz & R. Peurifoy, “A Strategic Choice: New Bunker Busters Versus Nonproliferation”, ACT, March 2003, pp. 8-10. 政治家関係では、たとえばスエーデン元外相 H. プリクス, M. オルブライト元国務長官などの動き。『朝日』2004年6月3日付また2005年4月25日付記事。